

訪問理容・美容サービスの利用を支援します

問・申込 高齢介護課（☎内線 614）

8月1日(金)から

中津川市在宅高齢者等訪問理美容サービス事業を始めます

在宅で寝たきりなどにより、外出が困難な高齢者などが、市に登録のある訪問理容または訪問美容を利用する際に使うことができる、サービス利用券の交付を新たに始めます。



対象

寝たきりなどにより、外出が困難で、次の①または②に該当する市内在住の方

①要介護認定1～5を受けている方

②65歳以上で身体障害者手帳1～3級をお持ちの方



助成内容

- ・1枚2,000円の利用券を交付します。
※申請月から有効期限（申請年度の3月末）までの期間に応じた枚数を交付します。
例）4・5月の申請－6枚、6・7月の申請－5枚、… 2・3月の申請－1枚
- ・年度内最大6枚までの交付となります。
- ・有効期限は申請年度内です。



申請方法

高齢介護課または出先事務所の窓口で申請してください。
※ご家族やケアマネージャーなど、ご本人の状態を把握されている方による代理申請も可能です。



利用方法

- ・訪問理美容サービス登録事業所※¹へ予約を取り、サービスを受けてください。
- ・1回のサービスにつき、使える利用券は1枚まで※²です。
- ※1 登録事業所は利用券と同時に交付する一覧表、または市ホームページをご覧ください。
- ※2 差額分はご利用者さんの負担となります。



事業所の皆さんへ

サービス登録事業所としてご協力をお願いします。

利用券をお取り扱いいただくには、市へ訪問理美容サービス登録事業所として登録申請が必要です。市高齢介護課へお申し込みください。

【登録要件】

岐阜県所管保健所へ届出を行い、「出張理容届出済証」、または「出張美容届出済証」の交付を受けた方が在籍していること。

※申請書に届出済証の写しの添付が必要です。

